東京都立国立高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和　７年　４月　１日
校　　長　　決　　定

１　いじめ問題への基本的な考え方
（１）いじめのない「安全・安心な学校づくり」に取り組む。
（２）いじめを生まない、いじめを許さない意識を生徒一人ひとりに持たせる。
（３）いじめに適切に対処する教員の組織的な指導力向上を図る。
（４）いじめ問題には、学校、家庭、地域社会等関係者が、一体となって取り組む。

２　学校及び教職員の責務
学校の内外でいじめが行われず、すべての生徒が、安心して学習活動や特別活動等に取り組むことができるよう努める。そのために、保護者、地域住民、関連機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に取り組む責務を有する。

３　いじめ防止等のための組織
（１）学校いじめ対策委員会
ア　設置の目的
学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うために設置する。
イ　所掌事項
学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。
〇いじめの防止等に関する取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成等に関すること。
〇いじめの相談、通報の窓口に関すること
〇いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有に関すること。
〇その他、いじめ防止等に関すること。
ウ　会議
委員会は年３回（７月、１２月、３月）定例会議を実施する。校長は必要に応じて臨時会議を招集できる。随時、生徒支援委員会とも連携し、情報共有を行う。
エ　委員構成
校長、副校長、経営企画室長、生徒主任、生徒部担当教員、各学年担当教員、スクールカウンセラー、養護教諭

（２）学校サポートチーム
ア　設置の目的
学校、保護者、地域住民、関係機関が連携・協力し、生徒の健全育成を率先するとともに、学校いじめ対策委員会を支援していじめ問題への対応の充実を図ることを目的とする。
イ　所掌事項
学校いじめ対策委員会に対して専門的知見を持って助言・支援するための組織であり、以下の内容を所掌する。
〇　生徒の問題行動に対して、効果的な対応を検討する。
〇　学校、保護者、地域住民、関係機関が連携・協力できるサポート体制を確立する。

ウ　会議

原則として年２回（５月、１１月）開催する。また、委員会の要請があったときに開催する。

エ　委員構成

学校運営連絡協議会の委員が学校サポートチームを兼任する。

４　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア　いじめ防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、ＳＮＳを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるための資料配布等の啓発活動を行う。

イ　道徳教育及び人権教育の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、授業やＨＲ等において、生徒への道徳教育及び人権教育等を積極的に実施し、いじめを行わない、許さないといった態度・精神を育成する。

ウ　教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等を目的とした校内研修を実施し、いじめに対する理解と未然防止に向けた取組の促進を図る。

エ　生徒の主体的行動

生徒自らが考え、行動できる力を養うため、生徒会活動や部活動等を通して、望ましい人間関係を構築させ、学校等への帰属意識や連帯感を高める取組を推進する。

（２）早期発見のための取組

ア　相談体制の整備

スクールカウンセラーの来校日時をホームページ等でも周知徹底し、生徒及び保護者に対しての相談機能を高めて、いじめの未然防止、早期発見につなげる。

イ　定期的な調査その他の必要な措置

定期的な個人面談、スクールカウンセラーによる面接、質問票の使用や聞き取り調査等の措置を講じて、いじめの早期発見に資する。

ウ　生徒理解の充実

定期的なアンケート調査を実施する。また、月１回開催する生徒支援委員会を活用し、教員間での生徒に関する情報を共有し、生徒理解の充実を図る。

エ　保護者との連絡

平素から保護者との連絡を綿密に行い、生徒の学校内外での様子について情報を交換し、連携して生徒を見守り、小さな変化を見逃さない体制を作る。

（３）早期対応のための取組

ア　いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から通報等を受け、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、学校いじめ対策委員会を中心として、事実確認、指導方針の策定等に着手する。

イ　いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の身体の安全確保、カウンセリング等メンタルケアを実施する。当該生徒の保護者と連携を密にし、安心して学校生活を送れるよう、対応策を講じる。

ウ　いじめを連絡した生徒への配慮

いじめを知らせた生徒がいる場合には、その生徒に関する情報の管理を徹底するとともに安全を確保し、落ち着いて学校生活を送れるように配慮する。

エ　いじめを行った生徒への対応

いじめが人格を傷つける許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させて、事態への反省を促す。

いじめに至る原因を明らかにし、いじめた生徒本人が抱える問題や背景にも気を配り、当該生

徒の健全な人格の発達に配慮する。多角的な人権意識についての教育的な指導を実践する。

保護者に対しては、学校の対応に理解と協力を求めるとともに、被害生徒や関係する生徒集団との関係修復のために、必要な措置を段階的に行う。

オ　いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分自身の問題として考えさせる。いじめを受けた生徒の感情についてよく考えさせ、他者の痛みに共感する心を育てる。いじめを傍観することがどれほど被害生徒の孤独感を深め、心の傷を広げているかという点で、いじめを見て見ぬふりをすることもまた許されない行為であることを理解させる。加害生徒・被害生徒間だけの問題で終わらせず、すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し合い認め合う人間関係を構築する。

（４）重大事態への対処

いじめが原因と疑われる重大事態が発生した場合、学校いじめ対策委員会は速やかにアンケート調査等を利用した聞き取り等を行い、事象の事実関係を明確にする調査を行う。重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」第二十八条による以下の事態に準拠する。

・いじめにより、当該生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

・いじめにより在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア　事実関係の明確化

重大事態に至る要因となったいじめが、いつから、誰から、どのような様態で行われていたかなど、客観的な事実関係を明確にする。また、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教員がどのように対応したかなどの事実関係も明確にする。

イ　情報の提供

学校は、調査による事実関係について、必要な情報を被害生徒及びその保護者に対して、適切に提供する

ウ　内部関係機関との連携

学校サポートチームを臨時招集し、指導助言を求めるとともに、東京都教育委員会と連携し、安全・安心な学校生活の再開に向けた取組を行う。

エ　関連機関への支援要請

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者で、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有するものではない第三者に支援を要請する。また、いじめが犯罪拘置して取り扱われるべきであるものと認められるときには、所轄警察署にも連絡し、連携して対処するものとする。

オ　保護者への情報発信・報道等への対応

緊急保護者会を開催して、プライバシーに配慮したうえで、正確で一貫した情報提供を行う。

報道等への対応は、管理職を窓口として行う。

カ　その他の留意事項

関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、生徒と保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシー保護に配慮する。

５　教職員研修計画

（１）　生徒支援委員会・学年会

生徒支援委員会や学年会において生徒の状況把握と情報の共有化を図る。

（２）　校内研修

学校いじめ対策委員会が中心となり、研修会を２回設定する。

いじめアンケートの振り返りと生徒の現状（１学期）
スクールカウンセラーから見た生徒の課題（２学期）

6　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）保護者との生徒情報の共有

保護者会、三者面談、家庭訪問等を通じて、緊密な連携と情報共有に努める。

（２）スクールカウンセラーの活用

保健室や生徒相談室の活用に関する情報を、随時提供し、利用しやすい環境づくりを行う。

7　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）　生徒の出身中学校や子ども家庭支援センター等と連携して、生徒の状況把握と理解を深める。

（２）　地域自治会や近隣の小中学校と協力して、地域ぐるみで生徒を守り、育てる意識を醸成する。

（３）　生徒の健全育成に向けて、所轄警察署や医療機関と情報交換を緊密に行う。

8　学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）　学校評価アンケートを用いて、いじめ防止に向けた取組評価を実施する。

（２）　策定した基本方針は、学校のホームページ等で公開し、意見等を広く受け入れ、改善する。